

環境・廃棄物対策特別委員会記録

開催日時 平成23年2月21日(月) 10:04~11:41

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

森川 喜之 委員長

山本 進章 副委員長

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

中野 明美 委員

岩田 国夫 委員

丸野 智彦 委員

辻本 黎士 委員

山下 力 委員

欠席委員 なし

出席理事者 宮谷 ぐらし創造部長兼景観・環境局長

富岡 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 15名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○森川委員長 それでは、ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めまして質疑があればご発言願います。

○岡委員 今、いろいろと平成23年度の事業計画を聞かせていただきました。後ほど質問します項目にも関連しますが、今の説明の内容については、予算審査特別委員会に入らせていただきますので、そこでまた詳しい質問をさせていただきます。

きょうはその中で特に、私の地元の中で、今、大変問題となっておりますことについて、この来年度の事業計画にも関連するわけでございますけれども、何点かお尋ねしたいと思います。まず一つは、樞原市曲川町に、最近、解体業者が焼却炉をつくられてまして、現在営業されておるわけでございますが、このことにつきまして、地元の皆様から大変心配の

お声がたくさん届いております。いろいろと部分的には状況を聞いてはおるのですが、この際、この場におきまして、県として把握している今までの経過と、あわせて今どういう問題点が議論され、また地元の皆さん方からどういうお声が上がっておるのかということもあわせて、今後、県としてどのように取り組もうとされているのか、そのことについてまず最初にお尋ねしたいと思います。

○山本環境政策課長 樫原市曲川町に設置されております焼却炉に関する経緯でございますが、平成21年8月に事業者よりダイオキシン類特別対策措置法に基づきます焼却炉の設置届出書が提出されております。同年10月から焼却を開始した状況でございますが、焼却炉が設置されました建物が違法建築物であったため、県としましては、建築担当部局と環境部局合同で建物の使用禁止と、それに伴います焼却炉の使用禁止について指導してきたところでございます。また、事業の内容について住民の方々への説明、理解を得るよう、事業者に対してこれも指導を行ってきたところでございます。

それから、平成22年11月になりまして、事業者が建物の屋根を取り外すことで、法に関しまして一定の是正行為が終了いたしました。これによりまして焼却炉の操業が再開されることになっております。県としましては、適正な焼却炉の使用につきまして、事業者に指導を今後ともしていきたいと考えております。あとは、騒音、振動等につきましてもご苦情をいただいておりますので、所管します樫原市とも協力して指導をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○岡委員 今、簡単な経過の説明をいただきましたが、私も現場に何回か行かせていただきまして、また近隣の住民の皆さんからもいろんなお声を聞かせてもらっております。まずここで確認したいことは、そもそもこの業者がここに焼却炉を設置されるということが一番最初に県が察知されたのが平成21年8月と、届け出があつて初めて察知されたということのようでございます。そして焼却炉の業務を始めようということで、運転をなされた。そのときに近隣の方からいろんなお声が上がって、県が再度調査をされたところが、その建物が建築基準法違反であるということが確認されて、その是正指導を行ったということの報告がありました。

ここで1点、確認したいのですけれども、こういう焼却炉は届け出でございますので、事前に県にそういう相談はない形で設置されているのだろうとは思いますが、少なくとも県が現場に入ったときに、届け出を受けたときに、当然その施設の運転状況等についての検査等に行かれるはずですよ。届け出されているから確認されているはずですよ。その

ときに設置されている焼却炉の状態が適正であるのかどうかのチェックについて、県としては見逃したことも今回のトラブルになっている一つの原因ではないかと思えます。これは縦割り行政の一つの弊害であったのかもしれませんが、焼却炉そのもののチェックはしっかりとされているとは聞いておるのですが、どういう場所に置いておるのかということについてのチェックが十分考えられていなかったのではないかと思えますが、まず、この点については県としてはどのようにお考えですか。

○山本環境政策課長 県としましては、焼却炉設置届けがありましたら、とにかく地元の方々のご説明なりを十分にしてくださいと言いますのと、それと色々な法律が関係してまいりますので、土木事務所なり当該市町村なりにご相談していただくようにということで、届け出があった事業者をお願いしている状態でございます。

○岡委員 県としてもこれから検討課題として問題意識を持っていただきたいことは、今のルールからいうと、届け出制であるので、焼却炉の状態のチェックだけに終わっているわけです。今回の場合には、置かれた場所にも問題があつて、それが原因となつて、県とすれば建築基準法違反である施設という理由で、その操業の差しとめを行った。その後、向こうがその違法行為を解いたので、営業を認めたということのようでございます。

いずれにしましても、まず最初の段階でそのことをもっと早く県として気づかれて、そしてそのことを、住民からそういう苦情が出る前に、通報がある前に、適正な場所にそれが置かれておつたのかどうかということをしきりと検証しておくべきではなかったのかということでございますので、まずこの1点です、しっかりと今後、大きく教訓としていただきたいと思えます。

それから次に、この件に関して、いろいろと聞いておりますけれども、その焼却炉の運転検査のあり方について、恐らく一つはダイオキシンが過去に大きな問題となりましたので、このダイオキシン対策ということもあつていろんなチェックがされるようになったと思えますし、今、ご存じのとおり、一般の民間の、例えば住民の場合ですと家でごみを燃やしたりとか焼却炉で物を燃やすこと自体がもう禁止されているという状況でございます。また、今回のこの焼却炉については、解体業者に認められた7品目ですか、解体の業から出る内容について、限られた安全なものを燃やすという前提の施設であるとは聞いておるのですが、ダイオキシンのチェックについては、具体的にその届け出があつたときにどのような検査をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○山本環境政策課長 まず、ダイオキシンの検査でございますが、ダイオキシンにつきま

しては、ダイオキシン類特別対策措置法第28条に基づきまして、設置者は毎年1回以上、政令で定めるところによりまして、排出ガス及び排出物の測定を行わなければならないということになっておりまして、年に1回、県にその報告が参ることになっております。ダイオキシンの濃度につきまして、県で確認しておるというところでございます。

ダイオキシンにつきましては以上でございます。

○岡委員 これは、今回の焼却炉に限らず、聞くところによりますと、県下で100数十カ所ぐらい同じような焼却炉があると聞いております。ダイオキシンの問題ももちろん大事でございますけれども、この検査そのものが、業者が年に一遍、専門の業者をお願いしてチェックをして、それを県が見て、よければそれでよろしいということのように、今、説明がありましたけれども、県が主体的に検査をしていくということはなさっていらっしゃるのですか、どうなのですか。

○山本環境政策課長 今、委員お述べのとおり、県内に届け出の施設が198ございます。ダイオキシンの測定につきましては、煙突からガスを抜くということがありますので、焼却しているときに採取しなければならないという事情もございまして、今までのところ、県が直接採取しまして測定したという実績はございません。

○岡委員 これは今回の業者に限らずですけれども、190ほどあるという、焼却炉の持ち主の業者は、ご自分が選んだ会社をお願いして、そして県に出す書類を作成して、それを県がチェックされているということかと、今、説明を聞きました。

ご存じのとおり、焼却炉で燃やすときというのは、燃やし始め、燃えてる最中、燃やし終わりと、大体大きく分ければこの3つあると思うのですが、この間、この現場に行ったときに気がついたのですが、恐らく燃やし終わりのタイミングではなかったと思えますけれども、約3分から5分間ぐらい、大変目に見えてはっきりわかる黒煙が出ておったことも目視いたしました。ちょうどそこに、たまたま横におられた近隣に住んでいる方も、いつもこうなのですよということで、大変心配顔で話をされておられました。

この検査というのがどのようにあるべきかということは問題だと思いました。というのは、今も議論でわかりますように、業者が年一遍検査をした書類を出せばそれでよろしいというのがチェック体制とすれば、これは非常に心配だと思います。ですから、今後こういう施設については、もう少し踏み込んだ監視体制、チェック体制というものを県としても考えていくべきではないかと思えます。

その近隣の方が特におっしゃいますのは、時々ばい煙、要するに燃えかすが、洗濯物に

ついたりとか、家の中に入ってきたりして大変ですと。多少においもいたしますと。それからまた、振動等のこともありました。こういうような話をされておりました。これらは先ほども説明ありましたが、榎原市が管理する部分、県が指導する部分に分かれているようでございますけれども、いずれにしても、環境対策においても、県がもう少し榎原市と連携してそういうものをしっかりとやってもらいたいと思います。

そこで、一つここで再度確認したいのですが、県が立入検査をされておるといことでございますけれども、具体的には大体どういう頻度で、特に土日、夜間等のこともありますが、どのようなチェック体制なのか。

○山本環境政策課長 当該事業者に対します監視体制としましては、県の機関としまして、桜井市に景観環境保全センターがございます。その職員がほぼ毎日、時間をずらしましてその現地に行きまして、煙の状況、それから黒い煙が上がっているようでしたら、中へ立ち入りまして焼却物の状況等を確認しておるところでございます。土日につきましても、平日と同じ体制ではございませんが、景観環境保全センターの職員が詰めておりますので、もし何かありましたらそちらの方から出向くという体制で、今、監視を続けているところでございます。以上でございます。

○岡委員 まず、この点につきましては、公正公平な監視体制というものをしっかりとやっていただきたいと思います。もちろん業者の方は営業中でございますので、営業に差しさわることがあってもいけませんけれども、住民の皆さんの不安を払拭できるような監視体制をしっかりと引き続きお願いしたいと思います。

それともう一つ、これはまだ今回のこの問題には、大きくなっていないかもしれませんが、これも近隣の方からのいろいろな話の中で、そう思ったのですけれども、実は最近解体されている家屋は、昭和30年代から40年代に建てられた建物が多いようでございます。その当時というのは、アスベストを含んだ建物が結構多いようでございます。もちろんこれらについては一定の基準に基づいて法律で定められたルールがあるようには聞いておるのですが、たしか80平方メートル以下であれば解体の届け出をしなくてもできるようでございますけれども、そういうものの中に果たしてアスベスト等、心配される物がまぎっていないのかどうか、こういうことはやはり今後大きな心配事であり、課題だと思っております。

これは今回の榎原市曲川町の件に限らず、県下に198もあるということでございますから、廃屋を解体されたものを、安定7品目であるとはいえ、本当に安定7品目だけなの

かどうかの中身のチェックというのは、大変難しい面もあろうかと思いますが、もう少しきっちりと監視する。特にアスベストは心配な内容でもございますので、今後これも大きな課題だと思いますが、その点についてのお考えはいかがですか。

○福谷廃棄物対策課長 岡委員のご質問にお答えいたします。

委員お述べのように、建築物の解体につきましては、建設リサイクル法によりまして、80平方メートル以上の解体については届け出が義務づけられているところでございます。当然その解体現場でそういうアスベスト等があればその処理というのはお述べのとおりでございますが、廃棄物対策課、特に景観環境保全センターといたしましても、平成21年度で大体1,300件程度の届け出があるわけでございますが、この届け出された情報に基づきまして現場で監視することが必要であるというところから、各解体現場に赴きまして、その事情を見たり、また目視で確認をしたり、行っております。その上で疑義がある場合には業者に対し指導していくという形で対応しているところでございます。

いわゆる解体現場ではなしに、特に焼却炉の場所でアスベストの含有が疑われるような、例えばスレートであるとかそういうふうなものが認められた場合については、当然焼却は認められませんので、まずシートがけなど飛散防止とか他の廃棄物と混合しないような分別保管とか、そういう廃棄物処理法上の保管基準を遵守させるとともに、許可業者への処分委託、その処分後のマニフェストの提出など、事業者に対して適切な指導がされるように徹底をしていくように心がけているところでございます。以上でございます。

○岡委員 それから、先ほど一つ聞き漏れておりましたけれども、今回、櫃原市曲川町の件につきまして、届け出制であるということは、裏を返せば環境アセスメント等についての住民等々の事前のヒアリングというのは義務づけられていないとお聞きしておったのですが、それは間違いはないのですか。

○山本環境政策課長 はい。委員お述べのように、環境アセスメント法、それから条例ともに対象とはなりません。

○岡委員 これは今現在はそのような法律のようでございますけれども、ただ現実、その周辺に住んでいる方々の思いからすれば、今回も大きな問題になっているわけございまして、今後、県行政としても新しく条例を定めるなり何らかの形で、これはもう少し事前に地域住民とのキャッチボールができる、アセスメントがしっかりできる仕組みをつくっていくべきではないかと、今回、この話を聞いてつくづく思いますとともに、特にその近隣に住んでいる方からすれば、法律的には問題がないといえども、やはり実質的にその目

の前で起こっている状態について不安を持つのは当然ではないかと思えます。

そういう意味において、ただ、今現在、法的には問題がないということですので全てをクリアするのではなくて、やはり住民サイドに立ったこれからの行政のあるべき姿というものをしっかりと研究していただいて、場合によっては県独自の条例制定も含めて今後考えていくべきではないかと思えます。特に先ほどからもいろいろ説明があった中にも、奈良らしい景観という、これから観光立県の一步を踏み込んだまちづくり、または地域づくりをしていこうという中でございますので、こういうこともあわせて、しっかりと県としては独自の条例等も定めるような考え方の中で、場合によっては進めるべきではないかと思えますが、これはくらし創造部長、この件に関して今お答えできる考えを、お答え願えますか。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 先ほど話がありましたように、80平方メートル未満の建物は届け出の必要がないためチェックできないという課題もございまして、今、岡委員おっしゃったようなことも大きな課題として受けとめたいと思えます。以上です。

○岡委員 では、この件に関しては一応以上でございますが、もう1点お願いいたします。

以前からこの場でとりあげてまいりました件でございます。桜井市に埋め立てをされている問題がございました。以前にもここでその下へ出ている水の問題で、この水の検査はちゃんとしておるのかと、またその内容について、特にその処理後のデータは県は把握しているということでもございましたけれども、処理前の、どんな水が出ているかということについての把握がされていないということでもございましたのですが、処理前の状態もきちんと、どういう水が出ておるかということ把握して、情報公開すべきではないかということも申し上げてまいったのですが、現時点、県としては今、その問題についてはどんな状況でしょうか。

○福谷廃棄物対策課長 従前からその点についてはいろいろご指摘をいただいているところでございます。もちろん水質も含めて悪臭、それから景観上の問題もあって、当然我々いたしましたとしても事業者と継続して協議を行っているところでございます。相当期間経過しているのは認識しておりまして、なかなか答えが出せない、難しい部分はあるのですけれども、その点につきましては、当然事業者と今現在も協議をしておりますし、その対策も含めて対応を具体的な形で今後も進めていきたいということで、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○岡委員 しつこく言って済みません。もうこれで終わりますけれども、この環境行政と

というのは、やはり住民の目から見ると、この今の問題もそうでございますが、やはり最後に頼れるのは何と言っても行政しかないです。行政がどのように対応してくれているのかということが住民の目からすれば気になるわけでもございますし、また頼りになるわけでもございます。そういう目線があるということを行政側はしっかりと念頭に置いて、今後とも、ルールはもちろんルールでございます、しかし、ルールというのは、永久にそれが変わらないものでもないはずでございます。時によって変えるべきでございますし、先ほど申し上げましたアスベストの問題等もそうでございますし、また環境ホルモンの問題でもそうございました。その当時は全く認知されない問題でも、その後いろんな問題が起こってくる場合もあるわけでございますので、そういうことに迅速、的確に行政が動くという、環境を守るんだというその思いが県民に伝わるような、適切な行政を強く要望して質問を終わります。以上です。

○岩田委員 廃棄物対策課長に質問させていただきます。

天理市の最終処分地の件でございますけれども、この最終処分地は個人に出された許可だととらえておるわけですが、この個人が昨年7月に亡くなられたと聞くわけですが、この場合は、個人に許可したものでありますから取り消しに自然になるという思いもしますが、その点はどうですか。

○福谷廃棄物対策課長 岩田委員ご指摘のように、当該計画地の事業者、許可を受けた者でございますが、昨年7月に死亡いたしました。これは事実でございます。今、亡くなった場合にはその許可自身が消滅するのではないかというご質問でございますが、廃棄物処理法上の規定でいいますと、その本人が死亡した場合、その設置許可権も相続により施設設置者の地位を承継することが認められている制度になってございます。現在その相続人、息子さんですけれども、相続人から実際に相続するという申し入れが県に対して行われたところでございます。以上でございます。

○岩田委員 そうしたら、この物件に対しては息子さんが相続ということで、引き続いてやっていくということですね。その場合、許可した平成13年のときには、事業として企業としていろいろな調査の結果、条件付きで許可されたと、それはそれでいいわけですがけれども、今この息子さん自身が相続で継承するというところで、聞いているところでは、ここ何年間あの事業も止まっているように思うわけです。その息子さんが今、何かどこかでそれらしき事業とかいろいろ企業としてまたそういうことを続けていく技術面、あらゆるものが整っているのかどうか、その辺がちょっと条件的に難しいのではないかと思ってお

ります。というのも、一昨年(2019年)の10月1日に、あの処分場に対する抵当権が抹消になっております。それで抹消になっているということは、銀行から融資なのか、個人融資なのかわかりませんが、スポンサーというのがあらわれたから、お金ができたから抹消になったと思うのですが、この息子さんが続けていくという中で、企業として息子さん自身、これからはなおかつ県の条件、遮水シート、そしてまた水処理施設、これからまだ膨大なお金がかかると思うのですが、そんな中でこの人がやっていけるのかどうか。

先月も私の知り合いの産業廃棄物の業者ですが、そこへ、やってくれないかというような話がまだ出てきているような状態の中で、本当にこの事業者、息子さんがやっていくのかどうかということも、許可したときと今と違うから、県も見直していただいて、これは慎重に、天理市民の水道、いわゆる生活飲料水の水がめがあるということで、あくまでも市民みんなが反対しているわけですが、その点をもう一遍吟味する必要があるかと思うのですが、その点どうですか。

○福谷廃棄物対策課長 今、岩田委員がお述べになっておられましたように、今現在、我々としたしましては、その相続をするという申し出に基づいて、当然添付書類等いろいろございます。その中で実際にその相続人がその施設の、まだ実際に施設を設置しておりませんので、許可を持っておられるだけでございますので、施設設置の能力があるのかどうか、加えてその事業を継続していく能力があるのかどうか、その点について内容的な審査を行っているところでございます。そういった意味で時間がかかっているという部分もあるのですが、加えて、このような産業廃棄物処理施設設置許可の地位の承継というような事態になったのが本県としても初めてのケースとなっております。ですから、我々としたしまして、当然間違いがあってはいけないということも踏まえまして、環境省とも協議をして、また連携もしながら、書類も含めてその内容について、資力及びその能力が大丈夫なのかどうか、具体的なその審査内容について慎重に検討をして審査を行っているところでございます。以上でございます。

○岩田委員 千葉県でもこれとよく似た、これは相続ではございませんけれど、千葉県が許可をされた。ところが、その業者が相当の負債を当時抱えておいて、そして、今後またその設備に投資するのに相当の資金が要するという中で、住民が取り消し訴訟を起こしたと。そんな中で裁判所が、いろいろな調査の結果、この業者が事業をやっていく能力、先ほど廃棄物対策課長が言われたようなことの中で、取り消しになった事例もあるわけです。

これは訴訟されて取り消しになっていますけれど、この話に対して、今、慎重に吟味し

ていただいているのはいいのですけれども、これは県としては、私が思うには、条件つきで許可してある、だから、相続でそういう状態になっても、これは例えばこの業者ではやれないという思いがあっても、取り消しというのは相当のエネルギーが要ると思うのです。というのは、例えばそれをしたときに、業者から逆の訴訟も起こってくる可能性もある。そんなことを思いますと、慎重にはされておりますけれど、恐らくそのままいかれるのではないかというような思いもします。

それは、今度は天理市が訴訟してもらって裁判所でいろいろ結果が出ても、それは県には何ら関係のないことになってきますから、その辺も考えると大変危惧するわけでありまして、許可したときと全く条件が変わっておりますので、廃棄物対策課長が今言われたように、慎重に本当に調査をしていただいて、十二分な上で、どういう結果になるかわかりませんが、その結果はこの委員会に必ず、イエスでもノーでも必ずその相手に通告する前にこの委員会に提出していただくことを要望しておきます。

○中野（明）委員 今、岡委員が質問されました樞原市曲川町の自家製の焼却炉のことについてですけれども、聞いておまして、今説明された中で、地元の方へ説明してくださいと言いましたということをおっしゃっていたわけですが、実際にどのようなになっているのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

そして、建築解体業ということで、自分ところで建築解体業というか、請け負ったものについて処理ができるということでありまして、木くずと紙くずと繊維くずを燃やしているということで、黒煙が出ているということで、何でこの3つだけ燃やして黒煙が出るのかと不思議な思いで聞いておりました。当然建築解体業といいますと、これ以外のものも出てくると思うのですけれども、これ以外のものを燃やすことが可能なかどうか。可能だとしたらどんなものがあるのか。先ほど答弁されましたように、アスベストとかPCBとかそういうものは廃掃法に従ってきちんと処理するというのは当然のことだと思っておりますけれども、それ以外にどんなものが出てくるのかと思ひまして、そのことについてもお聞かせいただきたいと思います。

○山本環境政策課長 焼却炉の設置に関します地元同意の件でございますが、法的なといいますか、仕組みといたしましては、規模によって2つの法律の適用を受けますが、一つは、先ほど来説明させていただいておりますダイオキシン類対策特別措置法でございます。この場合は火床面積、1時間当たりの焼却能力等を勘案しまして、その規模以上でありますと届け出が必要ということになっておまして、この場合には地元同意は不要とい

う取り扱いでございます。

このダイオキシン類対策特別措置法の届け出が必要な施設で、また、うち一定の能力以上のものにつきましては、廃棄物処理法という法律が適用されることとなります。こちらにつきましては許可制度ということで設置許可申請が必要となりますが、その際には奈良県産業廃棄物処理指導要綱に基づく地元同意が必要ということになってございます。私も、指導してまいったというのは、いわゆる地元の方々、この要綱に基づく指導ではなくて、地元の方々に十分説明していただいご納得いただけるというのが一番理想的な姿でございますので、その点について十分地元にご理解いただくように説明してくださいというお願いをしてまいったところでございます。

それから、2点目でございますが、焼却物の内容でございます。これにつきましては、委員お述べのように、個別法で規制されておる部分、アスベストでありますとかPCB、これにつきましては別途処理の仕方が決まっておりますので焼却ということはできません。それ以外のものにつきまして、一応アスベスト法上は届け出がありましたら変更で燃やせるといこととなりますが、当該焼却炉の場合は自社処分ということですので、解体に伴うものだけに限られるということと考えると考えております。以上でございます。

○中野（明）委員 私が思っていたお答えではなかったのですけれども、十分に説明してくださいと言われて、実際問題、事業者が地元の方に十分な説明をされたのかどうかというところがどうだったのかという思いがありましたので、そのことを教えてほしいと思います。産業廃棄物の中間処理でしたら同意が要るということで、ここは要らないということですが、このような話というのはあっちこちでいっぱい出ていると思うのです。それで、本当に自分のところで業をやって、その分だけ燃やしているといったらそうだけれども、悪く考えたら、よそから持ってきて、これは自分のところでやったものと燃やしていても、そういうことをチェックできる仕組みというのですか、体制とか、実際はどうなっているのか、チェックというのは実際可能かどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○山本環境政策課長 どのようになっているか、制度の方を説明しまして申しわけございませんでした。

当該焼却炉に関しましては、設置届けがありましてから、環境政策課としましても非常に気になっておりましたので、一度は県庁へ事業者にお越しいただきました。それからあと2度、計3回ほど地元同意について間違いないかという念を押させていいただいて、間違

いないという回答をいただきまして、安心していたというのが正直なところでございます。10月の下旬になりまして地元からお電話をいただきまして、一切説明がないということで、改めて事業者に対して再度説明するようというのはずっと指導をしておるところでございます。

それから、焼却炉の運用に関しましては、先ほど来申し上げてますように、届け出だけで198カ所ございまして、すべての施設について毎年毎年監視するということではできかねているところでございますが、住民の方々から連絡をいただきまして、違法が疑われる場合には、県から赴きまして指導をしております。それから先ほどの、年に1回の届け出につきましても、出てきていない事業者に対しましては、県から督促したり、あるいはたび重なる場合には現地に行きまして指導しているという状況でございます。以上でございます。

○中野（明）委員 今、198カ所ということで、後で結構ですので、資料として、どの市町村に対してその198カ所がどう散らばっているかというのが、もしわかったら教えてほしいと思います。

実は河合町でも保育所の横に自家処分という形でこういうことができたということで、山下委員も前にもいろいろ取り上げられたと思うのですが、いろんなところで、こういう問題でのトラブルというのですか、あると思うのです。今、お話がありましたように、業者はちゃんとやっていると言っていたけれども、実際地元の人からはそんなのなかったという話になったということで、初めから不誠実な対応をされていたのではないかと思います。

やはりこういう問題をなくしていくためには、先ほども岡委員もおっしゃっていらっしゃいましたが、奈良県独自でこのところを規制していくというのですか、そういうものをつくっていかないといけないと思うのです。今後の課題だと思っておりますけれども、市町村とも一緒になりまして、トラブルが起こらないように何らかの形で、その地元の皆さんの同意も必要だというような、何かそういう規制のあるようなものをつくっていかなくてはならないのではないかと思いますので、このことについて今後検討していただきたいと思っております。もしお考えがあればお述べいただけたらと思います。

○山本環境政策課長 今、請求のありました198の市町村別の施設については、また後ほど届けさせていただきます。

それから、今後の規制のあり方でございますが、いろんな法律も絡んでおります。また

市町村の、地域に密着した行政という視点も必要かと思えます。その辺もまた市町村とも、関係課とも連絡、検討なりさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○中野（明）委員 ありがとうございます。

もう1点、先ほど鳥インフルエンザについてご説明がありましたが、和歌山県、三重県、そしてこの間は高山の隣の、精華町のけいはんな公園でハヤブサの死骸から陽性反応が出たということがありまして、奈良県が囲まれていると思ったわけですがけれども、野鳥は空を飛んでおりまして、どんなふうに監視していったらいいのかといろいろ思っているのですが、やはり死骸を見つけたらすぐ知らせてほしいということで、県民の皆さんにそういう情報を、集めてくるというのですか、そういう協力していただけるように今後とも取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、地球温暖化対策について、今年度の予算の中でもさまざまな取り組みがされておりますけれども、昨年の夏も異常な暑さ、集中豪雨ということで、気候が異常になっていることは実感として考えているわけなのですけれども、二酸化炭素の排出が地球温暖化の大きな原因になっていると、地球温暖化が確実に進行していくということで、奈良県としても、温暖化対策の県民目標として、県内のエネルギー資源の二酸化炭素を2002年度を基準に2010年度までに10%削減するとされておりますけれども、現在どのような進捗状況になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○山本環境政策課長 委員お述べのように、県では2002年度を基準に今年度、2010年度末までに10%削減する、CO₂削減目標を立てております。現在では、速報値ではございますが、2009年度の段階で、10%削減に対しまして、今現在4.2%削減という状況でございます。以上でございます。

○中野（明）委員 なかなか、いろいろされておりますけれど、思うように進んでいない状況ではないかと思えます。事前にいただいた資料を見ますと、産業部門あるいは運輸部門というのが減ってきていると、数字を見ましても出ておりますけれども、このような部門のところは、リーマンショック以来の経済が低迷しているという中での影響も大きいのではないかと思いますし、経済が回復してくれば、これが一体どうなってくるのかということも思います。今度新しく改正される環境総合計画では計算方法を見直していくこととありますけれども、実質減らしていく具体的な取り組みを一つ一つ進めていく政策が大事であると思うのです。

電力のところで、テレビのコマーシャルを見ておりましたら、原子力発電が地球温暖化、

CO₂削減に対して有効であるという形でのコマーシャルがすごくされております。それを見ておりましたら、ああそうかというふうに思われるわけですが、裏を返せば原子力エネルギーというのは核廃棄物を出しますし、何千年にわたって放射能を地球上に残留させると。この核廃棄物を捨てるのにまた莫大な費用、安全値を保つにもかなりのエネルギーが要るということでいきますと、できるだけ使わないようにしていくことが大事ではないかと思えます。

いろんな資料を見ておきますと、日本は外国と比べて水が豊かだと言われておるにもかかわらず、この日本が世界の中で水の輸入大国になっているというデータもございますし、食料も外国に大きく依存していると。木材も外国から輸入していると。それらをよそから運んでこようと思ったら、その運ぶ途中で二酸化炭素を排出していることにつながってきますし、やはり国内での、また県内でのさまざまな形での地産地消、これを進めていくことが大事ではないかと思えますが、この地産地消の考え方について、どのようにとらえておられるのか聞かせていただきます。

これをどのようにしていったらやっていけるかと考えるわけですが、大きく言ったらいろんな大もとのところですが、企業が使い捨てで物をどんどん捨てていくと、そういうことではなくて、リサイクルを可能とするようなことをしていく取り組みが必要でありますけれども、未来を担う子どもたちに、ドイツでは環境の教育ということを重視しております。何でこの地球温暖化対策に取り組まなければならないかということで、奈良県だけというのではなくて、地球全体の問題として、わかりやすく子どもたちにその教育、環境問題をやっているということがありますので、そこら辺でのお考え方なんかもあったらお示しをいただきたいと思えます。

○山本環境政策課長 温暖化対策にかかわります地産地消の取り組みがご質問の第1点かと思えます。地産地消につきましては、カーボンフットプリントという発想がございます。その食品がここまで到達するのにどのぐらいのCO₂を排出したかということがわかるように商品に記載するということがございまして、全国でもそういう動きがございますし、本県のNPOにつきましても、その辺の試算をしまして、ホームページを公開しているという状況でございます。

その考え方からしますと、地産地消を推進することは、CO₂排出の削減につながるのみならず、地域の産業の振興という面でも非常に重要かと思っております。この点につきましては、一部スーパーで既に地産地消コーナーなるものを設けて販売促進に努めていた

だいているところをごさいますて、その辺の地産地消を実施しておられるスーパーを県としても積極的に応援、コマーシャル、PRしていきたいと考えております。

それから、環境教育でございますが、特に本県につきましては、今回、ご提示させていただいております次期削減目標、25%の削減目標を立てておりますが、正直なところ、このうちの8ポイント部分ぐらいは森林の吸収源によるものでございまして、この辺を積極的に関係部局としましても、CO₂削減に貢献する森林ということで、小さい子どもたちにもPRしていきたいと考えております。以上でございます。

○中野（明）委員 この地球温暖化対策というのは、奈良県の全庁的にも取り組んでいかないといけないし、また県民サイドも一緒になってこの問題に取り組んでいかなければならないと思いますので、大いにアピールをしていきたいと思っておりますし、県としても引き続き努力していただきたいということを申し述べまして、終わっておきます。ありがとうございます。

○山下委員 私の方から1点だけ質問します。

先ほどから岡委員からもありましたように、建設廃材の焼却の問題です。問題は、景観・環境保全センターなどの職員が本当に熱心に回っていただいているのはわかります。しかし、実際に問題提起した事業所では、連休のときに忙しそうに働いている、それは景観・環境保全センターが休みのときです。いろんな車が入り出している、その写真も出したことがある。調べた結果、全部疑いが晴れたという報告をいただきましたけれども、現実に、一つは、自家処分といいながら、よそのを燃やしてお金もうけしているのではないか。その疑いはまだ消えません。

それから、2つ目は、あの焼却炉というのは、ダイオキシン云々で何立方メートル以下のものは届け出だけでいいということになっていると。近隣の人たちが迷惑してるのは、ダイオキシンでも何でもないので。黒煙なのです。洗濯物に付着する、洗い直ししないといけないこととか、あるいは持ち込まれたコンクリートを、鉄筋を出すためにたたいている、その振動が隣にも響いていく、そういう迷惑をどうにかできないのかという問題提起なのです。県はそのたびに、指導の問題以前です、ただ振動を出さないようにして、振動を出さないようにしたら商売できない、自家処分できないのです。粉じんがなぜ出るのかと、こんなの必ず、古い家を壊すのですから、新しい木材と違います、何十年もたっているような条件にある木材を燃やしている中で、粉じんが出るのです。あれは、岡委員がおっしゃったように低温になったら黒い煙が出る。黒い煙が出ているということは、粉じん

が出ているのです。この粉じんが出ないように指導しないといけないのではないですか。気をつけてと言うだけではいけないのです。粉じん除去はできます。その煙をもっと高度なところで焼けばいいのです。そういう技術指導を下さい。しましたか。

田原本町のケースも、仕事する前にうそをついて、隣近所全部、菓子折りを持って回って、納得させた。絶対に迷惑をかけませんと言って近隣の対策をした。そうしたら実際に迷惑が出たときにどうするのか、営業停止にさせることができるのかどうか。近隣の人たちが同意したという形で業者が県の指導に対して答えた。そうですか、それでよろしいという形で事業を継続させていく。そして、その約束が果たされていないと隣近所から営業開始以降に文句が出て、あなた方はオーケーを出したのでしょうかという話で、耳をかさない。業者に対しては、要するに音を立てるな、黒煙を上げないようにと言うだけで、繰り返し繰り返し同じ苦情が近隣から出ていたらどうするのだと。

問題はそここのところ、騒音とか隣の家の壁にひびが入ったというような訴えもあります。そういうところとか、煙が引き続きたくさん出ているではないかということについて、その除去をするための政策を県で出さないとどうしますか。それは出せないことはないのですから。少なくとも住居が近くにあるところで、自家処分場といえども許可しないようにする。今までしてきたところについては、何デシベル以上の騒音が出たときには中止命令が出せること、あるいは黒煙が引き続き出たら、そういう装置が改善されていない、再び二度三度と出るようであれば、改善されるまで営業停止にするとか、そういう指導をしなければ、そういう方針の施策を出さないと、こんな問題はいつまでたっても解決しないですよ。問題は、どうして解決するのかと。

自家処分場といって、よその業者のを引き受けてやっているところ、前に指摘したでしょう、税務署も含めて調査を下さいと。どういう営業報告をしていますかと。相当もうかっているはずなのに、家を壊して、その壊した木材を整理して焼いている。2人でやっている。田原本町の事業所、2人でやっているのですよ。引き続きしょっちゅう仕事をしていますよ。2人で壊して、夜中、あれ壊しに行っているのかと、昼間、ここで処理しているのか、よく体が続くなというぐらいにやっている。そういう状況も含めまして、営業状態、どういう営業報告があるの、どういう納税行動をしているの、というところまでいけばやれるのです。

少なくとも、これまでの集落、田原本町の場合でも、古い農村地帯です。その集落の空き家を買って、そこで処理するならと、どうしたってそんなところで建築廃材物の処理を

させていること自体がおかしい。そういうところではできないということにしなくては。住居から何メートル離れたところ等々も含めまして、新しい許可は出さない。そのかわり今までやってきたところについては振動とか煙が出ないようにする、少なくともそういう行政指導を、新しい施策で、県で言えば条例ですよ、県がやるのか、市町村がやるのか、このところで条例を制定して、新しい枠組みをつくる、そういう方向にならないと、この訴えは、こんな問題提起はむなし。行政指導しています、言っています。ああ、聞いています。しかし、法律にそんなことはありません、条例でそんなこと定められていませんという話で全部逃していつているのです。日々ノイローゼになるほどの苦痛を感じている近隣の住民の立場からいって、もうそろそろ具体的な方策を出さないと笑われます。そんなに知恵のないところか、そんなに能力ないのか、行政能力そのものが問われているのではないですか。くらし創造部長はどう考えている。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 現場を何回も見ておりますけれど、山下委員のおっしゃるとおり、何かの手だてというか、本当に検討しなければならない段階に来ていると認識しています。以上です。

○山下委員 廃棄物対策課長、どうですか。

○福谷廃棄物対策課長 山下委員をはじめ、ほかの委員方も過去の委員会も含めていろいろご指摘をいただいて、その都度、我々の立場としては指導を強化すると。当然パトロールする回数もふやしたという実績はあるわけですが、今ご指摘のあったように、なかなか解決できていないというのが実態であるということも自覚しているところでございます。今、くらし創造部長が申し上げましたように、その点も踏まえて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○山本環境政策課長 技術指導等につきましては、もちろんちゃんとしなさいという、口頭だけではなくて、どう燃やしたら黒煙が立たないようになるのかということ、焼却炉のメーカーからの聞き取りをしまして、現地に行っていたり、指導しているところでございますが、委員お述べのように、その場限りという印象を与えているのも確かでございます。今、くらし創造部長、廃棄物対策課長が申し述べましたように、今後、この点につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下委員 政策をつくってくれないとあかんよ、具体的な。黒煙対策はすぐできるのだから、技術的、科学的にちゃんとできるのだから。焼却炉の質を上げてもらったらい。二重に、三重にしてもらったらいわけ。黒い煙を次の焼却炉で焼くようにしてもらった

ら絶対出ないのだから。あの黒煙が出るという前提で許可しているのところが。そうでしょう。自家処分場にそんな許可を出しているわけではないでしょう。あれは隣の壁にひびが来るといぐらいの振動を前提として許可しているわけではないのです。それはそれでちゃんと新たに指導できる、あるいはそういう条例をつくる、そういうことでないとだめじゃない。

今議会には間に合わないけれども、6月議会に間に合うように具体的な方策を出してください。条例を出してください。もし出なきゃ、やはりこの追及、さらにしつこく続けていくしかないです。あるいは特別委員会を設置して対応する、そういう状態にもう来ているのではないですか、時期的に。くらし創造部長がおっしゃったように適切な具体策を出すと、6月には出したいということで努力いただくことを期待しながら、質問を終わります。

○森川委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会期中の3月4日金曜日午前10時30分に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。